

6. 自著を語る

渡部 昭男 著

『能力・貧困から必要・幸福追求へ：若者と
社会の未来をひらく教育無償化』

渡部 昭男（神戸大学）

【前著『格差問題と「教育の機会均等」】】

日本標準からブックレットを出すのはこれで2回目です。ブックレット3『格差問題と「教育の機会均等」：教育基本法『改正』をめぐり“隠された”争点』（2006年9



月）は、教育基本法「改正」論議を意識して緊急出版したものです。恩師である田中昌人先生が亡くなった直後のこともあり、「あとがき」（p.70）には次のように記しました。

この小冊子を、恩師である故・田中昌人先生（京都大学名誉教授）に捧げます。筆者は大学・大学院時代を通じて、「教育を受ける権利」「教育の機会均等」「発達保障」といったテーマにおいて田中先生からさまざまなご指導をいただきました。先生が亡くなる間際まで精力を注がれたのが、遺著となった『日本の高学費をどうするか』でした（発行された2005年11月に逝去）。内容の濃いその書の精神を継いで、この小冊子をまとめました。

その後、嬉しいことに当書が、田中先生が設立（2004年3月）にもかかわった大学評

価学会の第1回田中昌人記念学会賞をいただくことになりました（2010年3月）。

【神戸大学での研究テーマ「漸進的無償化」】

その1年後には、ご縁があって鳥取大学から神戸大学に異動することになります（2011年4月）。鳥取大学での担当は特別支援教育でしたが、神戸大学での担当は教育行政学です。そこで、「教育を受ける権利」「教育の機会均等」「発達保障」をベースに、田中先生の遺志を継いで「漸進的無償化」に取り組むことにしました。本書『能力・貧困から必要・幸福追求へ』は、神戸大学（2011年～）における研究成果を分かり易くまとめたものです。

「漸進的無償化」研究を進めるにあたり、幾つかの幸運が重なりました。①民主党政権が2010年度から高校無償化に踏み出したこと、②2012年に国際人権A規約の留保撤回がなされたこと、③2012年から大学評価学会事務局長職に就き日韓シンポジウム等を主催できたこと、④同時期に韓国の市民運動団体による登録金半額化の取り組みが成果を産み始めていたこと、⑤2015～17年度の3年間にわたり科学研究費基盤研究(B)が採択され「後期中等・高等教育における『無償教育の漸進的導入』の原理と具体策に係る総合的研究」の共同研究を進めることができたこと、⑥科研最終年の締めくくりとして国際人権法学者のフォン・クーマンズ教授（オランダ・マーストリヒト大学教授、ユネスコ人権平和職）を招待してシンポジウムを開催できたこと、等々です。

研究の進展や論文発表などの発信に応じて、マスコミ取材や講演依頼も増え、TVや

ラジオ番組の取材も受けました。

【国家人材開発論・教育未来投資論に対置した人権（ヒューマン・ライツ）の視点】

国会審議をフォローしてみると、第190回通常国会（2016年1～6月）、第191回臨時国会（2016年8月）、第192回臨時国会（2016年9～12月）、第193回通常国会（2017年1～6月）においては、教育無償化改憲論に絡めて、国家人材開発論・教育未来投資論の下で増税・国債・保険などの財源確保策を競うムードが醸成されていきます¹。さらに、第194回臨時国会（2017年9月）は、10%消費税増税分の使途を「国難としての少子化」対策に変更することを問う形で、冒頭解散となりました。以後の第195回特別国会（2017年11～12月）、第196回通常国会（2018年1～7月）、第197回臨時国会（10～12月）では、消費税増税分使途変更及び「人づくり革命」という政権サイドの枠組みに、教育無償化論議が押し込まれていくこととなります²。そして、現在開会中の第198回通常国会（2019年1月～）において、保育幼児教育の無償化と高等教育の無償化に係る法案が審議されています。

国家人材開発論・教育未来投資論に対置する形で提示しなかったのが、人権（ヒューマン・ライツ）としての「教育への権利」（国際人権A規約）に依拠した漸進的教育無償論です。（ブックレット第1章）

【「合意形成」のプロセスこそが重要】

いま一つ批判しなかったことは、無償化を自己目的化することです。その典型が、教育無償化改憲論です。幼児教育から高等教育までの無償化を実現するには、憲法に「教育無

償化」を書き込むことが必要だということです。

しかし、ここには三つの落とし穴があると思います。第一に、一般に受けの良い教育無償化を「改憲の露払い役」に貶めてしまうことです。第二に、「憲法に書き込めば直ちに実現するという錯覚」を広げることになります。第三に、教育無償化という言葉自体が先行すると「教育費をタダにすればよいという誤解」に導きかねません。

また、消費税増税分を無償化に当てるやり方は、教育無償化策を例えばポイント還元のような増税還元サービスと同列に置き、政権による利益配分をいかに賢く受け取るかといった方向へと関心を向かわせませす。

そうであってはなりません。子育てや教育を充実するには、それ相応の経費が必要です。タダではありません。その必要な経費について税等の徴収と資源の配分の望ましい在り方を論議しつつ、私費負担を軽減して公費負担を拡充することは、子育てや教育を社会全体で共同的・互恵的に営むことを意味します。単に「タダにすればよい」「タダになればよい」と自己目的化するのではなく、公費教育の拡充によって社会全体を豊かにしていくという方向性と、合意形成のプロセスが重要です。これこそが、教育無償化の真髄なのです（ブックレット第2章）。

【両ブックレットの構成と手法の類似性】

新旧の両ブックレットには構成や手法において類似性があります。いずれも、はじめに、おわりにと、本文の5章で構成されています。そして、現状の認識、国会審議の分析、歴史的な記述、国際動向の紹介、将来展望が盛り込まれています。

ブックレット3には日本海新聞の取材記事

1 渡部昭男（2017）『「教育無償化」論議の経緯と特徴：2016年第190回～2017年第193回の国会審議から』
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90004295.pdf>

2 渡部昭男（2019）『「教育無償化」論議の経緯と特徴（2）：2017年第195回～2018年第197回の国会審議から』
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90005625.pdf>

(p.10) が、ブックレット 21 には毎日新聞の取材記事（表紙裏裏）が再録されていますし、大学でのテキスト使用を念頭に関連条文の掲載や法制枠組みの紹介も入れ込んでいます。

神戸大学の発達科学部と国際文化学部とを改組して 2017 年度に発足した国際人間科学部の 3 年次科目「比較教育政策」が 2019 年度から開講されるのにあわせて、漸進的無償化の国際比較（主に日韓比較、ブックレット 第 3 章）も意識的に加えました。2019 年度には渡部研究室に二人の留学生が来ています。一人はアフリカの馬拉ウ共和国からの文部科学省現職教員研修留学生、もう一人はオランダのライデン大学からの神戸大学との交換留学生です。二人には、両国の授業料、給食費、教科書代などの教育経費について特別講義をお願いするにしています。日本、韓国、馬拉ウ、オランダを窓口、漸進的無償化のテーマにグローバルに接近したいと思えます。

ブックレット 3 (2006)
格差問題と「教育の機会均等」—教育基本法「改正」をめぐる“隠された”争点—
はじめに—教育基本法第 3 条
第 1 章 教育基本法「改正」をめぐる“隠された”争点—「教育の機会均等」を論点に
第 2 章 衆議院「教育基本法に関する特別委員会」での審議—浮上した論点「教育の機会均等」
第 3 章 「機会の均等開放」から「機会の均等保障」「機会の平等化保障」へ—施行 60 年の歩みから
第 4 章 争点にしたくなかった「教育の機会均等」—政府案の準備過程から
第 5 章 「教育の機会均等」にかかわる論議を読み解く—「格差問題」と教育の「無償制」を中心に
おわりに—「能力に必ず教育」から「必要に必ず教育」への展望

ブックレット 21 (2019)
能力・貧困から必要・幸福追求へ—若者と社会の未来をひらく教育無償化—
はじめに 諸個人の全面的多面的な発展のための自由な学び
第 1 章 国際人権規約と漸進的無償化—ヒューマン・ライツとしての「教育への権利」
第 2 章 教育無償化と改憲論—子育て・教育を共同的互恵的に営む合意形成こそ
第 3 章 韓国の学費負担軽減と無償給食—市民と進める公費教育の拡充
第 4 章 明治以降の近代教育の実相—能力・貧困による教育機会からの排除・放置
第 5 章 能力・貧困から必要・幸福追求へ—個々人の全面的に開かれた自由な発達
おわりに 漸進的無償化促進法をつくろう

【能力・貧困から必要・幸福追求へ】

お気づきのことと思いますが、今回のブックレットには、二つのテーマが絡み合っていて流れています。うまく融合できたかどうかは自信がないのですが、一つは副題にもある「漸進的無償化」（若者と社会の未来をひらく教育無償化）という時事的な課題であり、もう一つは主題に掲げている「能力・貧困から必要・幸福追求へ」という原理的な課題です。漸進的無償化を人権（ヒューマン・ライツ）に位置付けたいという思いはもちろんですが、それだけでは満足できない自分がありました。

私の今日までの研究活動の源泉は、ブックレットにも書きましたが、学生時代に出会った近江学園であり、与謝の海養護学校なのです。糸賀一雄氏の言う「この子らを世の光に」「（他者実現とともにある）自己実現」「人格発達の権利の徹底的保障（発達保障）」を高

等教育保障にどう敷衍できるのかが、今回のブックレットの実験でもありました。

2017年10月、日本教育行政学会@日本女子大学において、科学研究費基盤研究(B)による漸進的無償化の共同研究の成果を分科会では発表しました。その会場におられた、2018年夏の日本教育学会第77回大会実行委員の先生から、公開シンポジウムII「『子どもの貧困』と教育学研究の課題」での報告を依頼されたのです。予稿集原稿提出までのそれからの半年余り、相当に悩みました。そして、辿り着いたのがこれまでの自身の研究を跡付ける形でのテーマ設定「『能力・貧困』問題を教育法・教育政策から考える：能力・貧困から必要・幸福追求へ」でした³。おりしも、「明治150年」(1868-2018)のキャンペーンがなされており、「子どもの貧困」問題を含んだ権利保障の立場から日本の近代化以降の歩みを見直し、「能力・貧困から必要・幸福追求へ」として将来を展望してみたかったです。(ブックレット第4・5章)

【必要に応ずる教育】

国際人権A規約第13条2項の規定をみると、(a)初等教育・(b)中等教育と(c)高等教育とは記載の違いがあることに気づきます。すなわち、(c)高等教育には(a)(b)にはない「能力に応じ (on the basis of capacity) ⁴」という文言があるのです。仮に漸進的無償化が進んだとしても、高等教育段階では新たに「能力に応じ」という指標が加わるという構図になっています。試験による厳しい入学選抜がある日本の仕組みに立ってこの条項を読むと、「能力」規定によって高等教育への進

学・入学機会が制約されるのではと怯みがちです。しかし、留学生にオランダの状況を尋ねると状況は異なり、むしろ高校教育から大学教育の中で自身の「能力に応じ」を鮮明にして、挑戦したいこと、学びたいことを明確にしていく営みがある様子です。

日本国憲法には、高等教育に限定しない形で「その能力に応じて (correspondent to their ability) ⁵」という文言があります。この規定に関わっては、「教育を受けるに必要な能力によって差別されるのは当然」という理解が当初あり、障害児等の義務教育機会さえも奪ってきました。しかし、1960年代後半から1970年代にかけて権利保障運動と学的探究の往還によって、「発達に必要なかつ適切な」「能力発達上の必要に応じた教育」という解釈が提起され、広がっていきます。まさに、「能力に応ずる教育」から「必要に応ずる教育」への転換と言えるでしょう。

この「必要に応ずる教育」の観点を高等教育段階にも当てはめるとすれば、どうなるのでしょうか。国際人権A規約第13条2項(c)の「能力」規定の解釈もまた、豊かさを増すはずですが、専門学校等を含めた広義の高等教育機関の総定員を進学希望者総数が下回れば、どこに入るかという問題は残るとしても、いわゆる希望者全入時代が高等教育段階にも及んできます。国家人材開発論・教育未来投資論では扱いきれない高等教育への進学層が、さらに存在感を増していくことになるでしょう。

少子化時代にあっては、子ども・青年の一人ひとりを健やかに育む必要が高まります。18歳以降の教育をすべて高等教育と呼ぶか

3 渡部昭男(2018)「『能力・貧困』問題を教育法・教育政策から考える：能力・貧困から必要・幸福追求へ」要旨 <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90005248.pdf>、PPT資料 <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90005247.pdf>。

4 外務省「社会権規約」和文 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_001.html、英文 https://www.mofa.go.jp/fp/hr_ha/page25e_000303.html。

5 首相官邸「日本国憲法 英文 The Constitution of Japan」http://japan.kantei.go.jp/constitution_and_government/frame_01.html。

どうかは置くとして、延長教育・補償教育・治療教育といった、青年期における自分づくりの支援やケアの機能にも目を向ける時代になるでしょう。また人生百年時代にあっては、リカレント教育・生涯学習といった、誰もが学び直せる、学び続けるという機能が重要になることでしょう。

【全面的に開かれた自由な発達、自己人生創造希求権】

かつて「全面発達」は、全方位に諸能力を開発して、いびつさや歪みのない球体を形づくり、さらに増大させることのように誤解されたこともありました。筆者も、日本教育法学会編『教育法学辞典』において「発達権」⁶を解説した際には、そうした「全面発達」観を引きずり、また法的にも日本国憲法第25条の生存権（社会権）の系譜において読み解く向きがあったと思います。その後、日本国憲法第13条の個人の尊重・生命自由幸福追求権（自由権）の系譜において第26条「教育を受ける権利」を位置づけ直し、「個々人の全面的に開かれた自由な発達の必要に応じる学習保障への権利」⁷を提示しています。

そうは言っても、縦に伸びること、向上することを「発達」とする世間的認識があり、「発達」の用語を用いる限り、世俗理解に囚われてしまいます。そのような模索の時に出会ったのが、「自己人生創造希求権」⁸という憲法学の新しい提起でした。第26条解釈においても留意すべき魅力的な提起と思われま

す。権力によって虚構された国家人材開発論・教育未来投資論や「人づくり革命」という枠組みを暴き崩すことが、「能力・貧困から必

要・幸福追求へ」のパラダイム転換で可能となることを期待しています。人生に彩りを添え、自身を豊かにするために、学びたいことを、学びたいときに、誰もが大学等で学べる…それを「夢物語」としない社会を創りたいものです。

ともあれ、「後期中等及び高等教育の漸進的無償化立法を求める会」を立ち上げて、ささやかながら社会的活動と発信を始めました。科学研究費基盤研究(C)(2019～21年度)を得て、さらに研究を続けることができそうです。会のHP <https://mushou.jinken-net.org/> を、継続的に是非ご覧下さい。

最後に、会のHPにアップした新刊ブックレットへの反響・感想（2019年3月29日現在／順不同）を再録し、紹介させていただきます。皆様からの感想・意見等をお待ちしています。

～～～

○北スペイン・ポルトガルの旅に行ってきました。…ポルトガルのコインブラ大学では、その学校の卒業生がガイドをしてくれましたが、大学の授業料は1000ユーロから800ユーロ／年に下がったと言っていました。…スペインは高くなっているとガイドさんは言っていました。

○表紙裏の毎日新聞記事を読ませていただきましたが、情勢にかみ合った重要な論点があり、短い文章の中で分かりやすく網羅されていて感心しました。

○自分自身が追求できずにきたいわゆる「外的事項」が「内的事項」における不平等にどう浸透しているのか、改めて学んでみたいと思っています。

6 渡部昭男（1993）「発達権」日本教育法学会編『教育法学辞典』学陽書房、pp.488-490。

7 渡部昭男（2003）「『発達保障』『発達権』『学習権』論を練り直す視点」『障害者問題研究』31(2)、pp.21-28。渡部昭男（2008）「『能力原理』から『必要原理』への転換」『障害者問題研究』36(1)、pp.18-25。

8 竹中勲（2010）『憲法上の自己決定権』成文堂（竹中氏は愛媛県立今治西高等学校における筆者の先輩でもあり、京都大学時代や神戸大学異動後にもお世話になりました。ご冥福をお祈り致します [2019年逝去]）。

- タイトルに上げられたキーワードはすべて、途上国開発の分野でも共通して重要コンセプトとなっております。その点で興味をひかれます。
- なかなか魅力的なタイトルですね。また、学説の変化・発展を学べるとともに、最新情報を提供している素晴らしい内容のものだと思います。…細かい点を、1点だけお伝えすると、「社会科免許」(p.55)とありますが、これは、「社会の免許状」ともすべきではないでしょうか。教育職員免許法では、「社会」の免許状は規定されていますが、「社会科」は、ありませんから。
- とてもわかり易く書かれていて、この問題に関心を持つ人々の必読書に推奨されるべきだと思います。
- 17世紀にコメニウスは、初等教育の機会均等を提唱しましたが、ようやく高等教育についても展望できるようになりました。これからも注目していきたいと思います。
- ポスターに“未来への投資”と大きく書かれているのを度々見ながら苦々しく思っているところです。「無償」概念の拡張、「人材育成」への取れんなどと異なる、「教育への権利」としての教育無償化のために、時宜にかないう意義な出版だと思います。広く読まれることを願わずにはおられません。
- 神戸大時代のまとめとして、いい本ですね。退官記念パーティーで、配布するのですか？
- 田中昌人さんが遺された課題の再確認から説き起こし、改憲の動きや政治の過程に潜む陥穽に注意しながら「合意形成」をどのように構想するかという観点を提起された点など、論議の行く末を考えると、きわめて意義深いものと思われれます。
- 教育無償化を進めるには改憲を前提にしなくてもよいことは、本書からもよく理解できます。多くの人が、本書を読んでくれることを願います。
- 一番感銘を受けたのが、「個々人の全面的に開かれた自由な発達」という考え方です。最近、教育の無償化について、様々な方面で話題となってある意味盛り上がっていますね。…無償化には様々な側面があるため、何のための無償化なのか、を明確にした上で、慎重な制度設計が必要と思っています。
- 無償教育運動のわかりやすい解説書で本会の宣伝にも最適です。
- 教育無償化をめぐる過去、現在さらには国際的な動向がわかりやすく盛り込まれていて、早速新年度の授業でも使わせていただきたい材料を得ることができました。
- ライフワークとして取り組んで来た活動・研究の跡をまとめられたご本だなあと思いました。…ごくろう様でした。…一度は速読していますが、さらにもう一度、ゆっくりご本を読みたいと思っています。
- 教育という仕事にパーフェクトはありませんが、多くの人々が納得できる教育実践や教育環境の整備を期待したいものです。
- 京都の番組小学校など知らなかった事実を学ぶことができました。…発達の権利を論じる際に教育と発達の関係においた議論を媒介するのを感じています。

(日本標準刊ブックレット No.21 2019年3月発行 本体価格 900円+税)